

府 食 第 4 5 8 号  
令 和 7 年 6 月 2 5 日

内閣総理大臣  
石 破 茂 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和7年6月19日付け消食基第411号をもって内閣総理大臣から食品安全委員会に意見を求められたトリフロキシストロビンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

記

トリフロキシストロビンの許容一日摂取量を0.05 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。